

サービス種類相互の算定関係について

利用しているサービス種類	利用 不可 なサービス
（地域密着型）特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護	（居宅療養管理指導 <u>以外</u> の） 指定居宅サービス又は指定地域密着型サービス ※居宅療養管理指導のみ算定できる
短期入所生活介護 短期入所療養介護	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 通所介護、通所リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、 小規模多機能型居宅介護、複合型サービス
小規模多機能型居宅介護	（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与を除く） 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス
看護小規模多機能型居宅介護	（訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与を除く） 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス
通所サービス	<u>同一時間帯</u> に利用した訪問サービス